



US Topics

June 4, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FASBが会計基準成文化(The Codification)を承認し、適用日を変更

FASBが後発事象に関する最終基準を公表

その他のFASB関連記事

PwCがFASBによる負債の公正価値の測定ガイダンス案を支持

PwCが確認状の改訂の可能性に関するPCAOBのコンセプトリリースに対するコメントを公表

CAQが新会計基準適用後にファイリングされた登録届出書に関するSEC職員の見解についてのアラートを公表

SECが新規およびアップデートされたコンプライアンスおよび開示解釈指針を公表

ASBが外部確認状に関する基準案へのコメントを募集

■ FASBが会計基準成文化(The Codification)を承認し、適用日を変更

昨日(6月3日)の会議において、米国財務会計基準審議会(FASB)は、2009年7月1日に、FASB会計基準成文化(The Codification)が公式な民間企業向けの、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)の単一の公式ソースとなることを全会一致で承認しました。また、FASBは、the Codification が2009年9月15日より後に終了する期中および年度会計期間から適用となることを決定しました。このガイダンスでは、12月決算会社は第3四半期の期中財務諸表から the Codification を初度適用することになります。

▼ The Codification についての詳細な情報は以下をご覧ください。

- FASB のプレスリリース
<http://www.fasb.org/news/nr060309.shtml>
- プライスウォーターハウスクーパース (PwC) DataLine 2009-12 「FASB会計基準成文化 - 移行への準備」
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7QHKAM&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>
- PwCによるウェブキャスト(アーカイブ)「FASB 会計基準成文化 - 移行への準備」
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=MSRA-7RSMTC&ContentType=Webcast>

■ FASBが後発事象に関する最終基準を公表

FASBは財務会計基準書第165号「後発事象」(FAS 165)を公表しました。後発事象プロジェクトは、当初は監査基準として公表されたこの会計ガイダンスを FASB発行の公式文書に盛り込むことを目的として開始されました。FAS 165 は 監査基準の中に現存する同じ原則を基礎としています。しかしながら、新基準では、「第1の事象」「第2の事象」といったなじみのある用語が廃止され、後発事象の評価をいつの日付まで実施していたかを開示することが義務付けられるなど、いくつかの変更を行っています。

FAS 165の適用は2009年6月15日より後に終了する期中および年度の会計期間からとなります。

▼ FAS 165の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/pdf/fas165.pdf>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: FASBは6月3日の会議において (1) ゴーイング・コンサーン、(2) FAS 162の修正および会計基準成文化 (Codification)、(3) FAS 133適用上の問題: 組込クレジット・デリバティブの適用除外、に関する議論を行いました。

<http://www.fasb.org/action/sbd060309.shtml>

次の公開会議: FASBは2009年6月10日水曜日に会議を開催予定です。この会議の詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- FAS 157 - オルタナティブ投資に対する持分への公正価値の適用
http://www.fasb.org/project/fas157_applying_fv_to_interests_in_alternative_investments.shtml
 - FAS 157 - 公正価値測定についての開示の改善
http://www.fasb.org/project/fas157_improving_disclosures_about_fvm.shtml
 - 特定の偶発損失の開示
http://www.fasb.org/project/accounting_for_contingencies.shtml
-

■ PwCがFASBによる負債の公正価値の測定ガイダンス案を支持

PwCは、FASBが最近提案を行った負債の公正価値の測定に関するガイダンス案に対し、全般的な支持を表明したコメントレターを提出しました。このガイダンス案、FSP FAS 157-f 「FASB基準書第157号にもとづく負債の測定」は、限定的あるいは観測不能な市場データ、契約上の譲渡制限など、負債に関して実務家が直面する、いくつかの独特な疑問や検討事項についての追加的な公正価値ガイダンスを提供するものです。

▼ PwCのコメントレターには、ガイダンス案をさらに明確化するためにFASBが検討すべきいくつかの提言が記載されています。CFODirect Network のメンバーはこのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7SMKK6&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

▼ FSP FAS 157-f の概要についてはPwC DataLine 2009-26 を参照してください。CFODirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7SHSSP&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが確認状の改訂の可能性に関するPCAOBのコンセプト・リリースに対するコメントを公表

PwCは、公開企業会計監視委員会(PCAOB)に対し、「確認状の改訂の可能性に関するコンセプト・リリース」に関するコメントレターを提出しました。コメントレターの中で、PwCは、このコンセプト・リリースに提示されていた23の質問に答え、当該提案の拡充および明確化に関する提案を提供しています。

また、PwCは、PCAOBが新基準の作成に先立つ「コンセプト・リリース」を初めて利用したことに対する支持を表明しまし

た。PwCは、コンセプト・リリースの利用により、PCAOBの基準設定プロセスへの一般参加の奥行きが広がり、そのタイミングが早まると考えています。さらに、PwCのコメントレーターは、PCAOBがその基準と国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスを進めることを推奨しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このコメントレーターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7SMKYL&SecNavCode=ASPP-5LMS9Q&ContentType=Content>

■ CAQが新会計基準適用後にファイリングされた登録届出書に関するSEC職員の見解についてのアラートを公表

AICPAの監査品質センター(CAQ)は、遡及的適用を必要とする新しい会計基準の適用後にファイリングされた登録届出書に関する、米国証券取引委員会(SEC)職員の見解をまとめたアラートを公表しました。特に、このアラートでは、第一四半期におけるFASB基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」、FSP APB 14-1「転換時に現金で決済可能な転換可能負債商品(部分的な現金決済も含む)」、および FSP EITF 03-6-1「株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断」の適用について、新会計基準の適用を行ったForm 10-Qに加えてForm 10-Kによる直近の年次報告書を盛り込んだForm S-3による登録届出書のファイリングの際にはどのように考慮すべきかを取り上げています。

これらの基準のいずれかを適用することが義務付けられている企業で、登録届出書のファイリングを予定している企業はこのCAQアラートに目を通すべきでしょう。

▼ このアラートの全文は以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.thecaq.org/members/alerts/CAQAlert2009_53_05262009.pdf

■ SECが新規およびアップデートされたコンプライアンスおよび開示解釈指針を公表

SECの企業財務部門は以下の、新規のコンプライアンスおよび開示解釈文書(C&DIs)を公表しました。

- インタラクティブ・データ
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/interactivedatainterp.htm>
- 規則(Regulation) S-T について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/regs-tinterp.htm>

また、同部門では、以下のC&DIのアップデート版の公表も行っています。

- 証券取引法の各章(Section)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/exchangeactsections-interps.htm>
- 証券取引法の各規則(Rules)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/exchangeactrules-interps.htm>
- 証券取引法による各書式(Forms) について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/exchangeactforms-interps.htm>
- 証券取引法 Form 8-K について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/8-kinterp.htm>
- 規則(Regulation) S-K について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/regs-kinterp.htm>

C&DIには、SECルール、各規則、その他の規定の適用および遵守等に関連する多様な質問に対するSEC職員の見解

が記載されているため、一般的にSEC登録企業にとってはCD&Iは有用な参考文献となります。例えば、今回の新規およびアップデート版のC&DIIには、インタラクティブ・データ・レポートに関するSECの新しい規定の適用に関連した多数の問題に関するSEC職員の見解が含まれています。

■ ASBが外部確認状に関する基準案へのコメントを募集

監査基準書(SAS)の明瞭化および国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスのための継続的な試みの一環として、監査基準審議会(ASB)は、「外部確認状」と題した監査基準書(SAS)の公開草案を公表しました。このSAS案は、監査基準案「評価したリスクに対応した監査手続の実施および入手した監査証拠の評価(再起草)」および「監査証拠(再起草)」に準拠した、監査人による監査証拠を入手するための外部確認状の利用に関するものです。また、このSAS案は、SAS 67「確認プロセス」を代替することになります。

このSAS案は2010年12月15日以降に開始する会計期間の財務諸表監査から適用となる予定です。この適用日は暫定的なものですが、2010年12月15日より前となることはないでしょう。コメント募集期間は8月31日まで。

▼ この公開草案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+External+Confirmations.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.